

内閣府

○ 令第三号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第三条関係）

案内標識

〔略〕

警戒標識

〔略〕

規制標識

〔略〕

指示標識

〔略〕

補助標識

〔略〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

〔一〕～〔五〕 略

〔六〕 車両の種類略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
〔略〕	

道路交通法施行規則第二十四条第二

改正前

別表第二（第三条関係）

案内標識

〔同上〕

警戒標識

〔同上〕

規制標識

〔同上〕

指示標識

〔同上〕

補助標識

〔同上〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

〔一〕～〔五〕 同上

〔六〕 車両の種類略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
〔同上〕	

道路交通法施行規則第二十四条第一

備考 表中「」の記載は注記である。	〔三〕四 略	項に規定する小型二輪車及び一般原 動機付自転車 〔略〕	小二輪
	〔二〕四 同上	項に規定する小型二輪車及び一般原 動機付自転車 〔同上〕	小二輪

附 則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。